



## 組入上位10銘柄

合計33.9%

銘柄名	業種名	国・地域名	比率
INVESCO RAFI EMERGING MARKETS ETF	---	アメリカ	7.4%
TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	情報技術	台湾	5.6%
MSCI EMER MKT INDEX (ICE) MAR 26	---	アメリカ	5.2%
ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス	中国	2.6%
VALE SA	素材	ブラジル	2.6%
CHINA CONSTRUCTION BANK CORP H	金融	中国	2.3%
INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF	金融	中国	2.2%
TENCENT HOLDINGS LTD	コミュニケーション・サービス	中国	2.1%
PING AN INSURANCE (GROUP) CO OF CH	金融	中国	2.0%
HON HAI PRECISION INDUSTRY LTD	情報技術	台湾	2.0%

※比率は、純資産総額に対するものです。

※業種名は、原則としてS&amp;PとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。

※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。

※先物、外国投資証券、外国リートの場合は、業種名を表示していません。

出典: FTSE International Limited(以下、「FTSE」) © FTSE。FTSE®は、ロンドン証券取引所グループ会社が所有する商標であり、ライセンスに基づきFTSE International Limitedによって使用されています。Fundamental Index®およびRAFI®はResearch Affiliates, LLCの登録商標です。FTSE RAFI®エマージング インデックスはResearch Affiliates LLC(以下、「RAJ」)と共同しFTSE International Limited(以下、「FTSE」)によって計算されます。本インデックスに関する知的財産権はすべてFTSEに帰属します。FTSEのインデックス、FTSE Ratings、またはその基礎データに関する瑕疵や不作為については、FTSE並びにライセンサ各社はいずれも一切の責任を負いません。また、書面に基づくFTSEの同意がない限り、FTSEのデータの再配信も許可されません。

Source: FTSE International Limited ("FTSE") © FTSE. "FTSE®" is a trade mark of the London Stock Exchange Group companies and is used by FTSE International Limited under licence. The trade names Fundamental Index® and RAFI® are registered trademarks of Research Affiliates, LLC. The FTSE RAFI® Emerging Index is calculated by FTSE in conjunction with Research Affiliates LLC. All intellectual property rights in the Index vest in FTSE. Neither FTSE nor its licensors accept any liability for any errors or omissions in the FTSE indices and / or FTSE ratings or underlying data. No further distribution of FTSE Data is permitted without FTSE's express written consent.

## 《ファンドの目的・特色》

### ファンドの目的

- ・新興国の株式に投資し、投資成果を FTSE RAFI エマージング インデックス（円換算）の動きに連動させることをめざします。

### ファンドの特色

- ・当ファンドの対象インデックスは、「FTSE RAFI エマージング インデックス（円換算）」です。
- ・当ファンドは、インデックスの動きに連動した値動きをめざすインデックスファンドです。
- ・当ファンドは、費用を低く抑えたファンドです。

## 《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

### 株価の変動

(価格変動リスク・信用リスク)

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。  
発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。  
新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

### 為替変動リスク

外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。  
特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

### カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。  
新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

### その他

解約資金を手当てるため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

## 投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 ※徴収している販売会社はありません。	—
信託財産留保額	ありません。	—

## 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率0.374% (税抜0.34%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.19% ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。
	販売会社	年率0.13% 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
	受託会社	年率0.02% 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
その他の費用・手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場投資信託証券は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

## 《お申込みメモ》

購入単位	最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万口当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 6 営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、香港証券取引所、サンパウロ証券取引所、インドのボンベイ証券取引所またはナショナル証券取引所のいずれかの休業日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合せ下さい。
申込締切時間	原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの） なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合せ下さい。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が 30 億口を下すこととなった場合 ・FTSE RAFI エマージング インデックス（円換算）が改廃された場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。 なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合せ下さい。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

## 《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

- ▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00)
- 当社ホームページ
- ▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

## i Free 新興国株式インデックス

販売会社名（業態別、50音順） (金融商品取引業者名)	登録番号	加入協会			
		日本証券業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社あいち銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第12号	○	○	
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○		
いちい信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第25号			
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○	
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○	○	
株式会社沖縄銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第1号	○		
沖縄県労働金庫	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第8号			
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○		
北伊勢上野信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第34号			
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第117号	○	○	
九州労働金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第39号			
近畿労働金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第90号			
株式会社高知銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第8号	○		
埼玉県信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第202号	○		
四国労働金庫	登録金融機関	四国財務局長(登金)第26号			
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第5号	○	○	
静岡県労働金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第72号			
株式会社静岡中央銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第15号	○		
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○		
全国信用協同組合連合会	登録金融機関	関東財務局長(登金)第300号			
大地みらい信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第26号			
株式会社大東銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第17号	○		
株式会社但馬銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第14号	○		
多摩信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第169号	○		
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○	○	
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第40号	○		
中央労働金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第259号			
中国労働金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第53号			
東海労働金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第70号			
東北労働金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第68号			
株式会社徳島大正銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第10号	○		
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第3号	○		
株式会社富山銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第1号	○		
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第7号	○		
長野県労働金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第268号			
新潟県労働金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第267号			
西尾信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第58号	○		
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○	○	
株式会社八十二長野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○	○	
飯能信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第203号			
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第10号	○	○	
碧海信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第66号	○		

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

## i Free 新興国株式インデックス

販売会社名（業態別、50音順） (金融商品取引業者名)	登録番号	加入協会			
		日本証券業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社豊和銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第7号	○		
北陸労働金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第36号			
北海道労働金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第38号			
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○	○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○	○
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○		
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○	○	
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○	○	
米子信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第50号			
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○
OKB証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第191号	○		
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○
岡地証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第5号	○		○
京銀証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第392号	○		
GMOクリック証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第77号	○	○	
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第8号	○		
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	○		
スタート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第99号	○		○
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第1号	○		
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○		
大和コネクト証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3186号	○		
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○	○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○		○
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○		
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○	○	○
播磨証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第29号	○		
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○	○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○
丸三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第167号	○		○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3335号	○		○
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○		○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○		
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○		

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問い合わせ下さい。